平成２３年（再ロ）第２８号
大阪府東大阪市高井田元町１丁目14番２号
再生債務者　山元　秀也
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月25日から平成23年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１１号
香川県高松市上天神町849番地８
再生債務者　片山　道子（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時10分
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（再ロ）第３号
新潟県見附市葛巻１丁目２番93号
再生債務者　宮島　朋明
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前11時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
熊本県八代市高下東町394番地６
再生債務者　大濵　康平
１　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号
山口県下関市吉見竜王町９番地３
再生債務者　山本　昌嗣
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月15日まで
平成23年３月25日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再ロ）第２号
宮崎県日向市江良町３丁目81番地
再生債務者　日吉　智紀
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月21日まで
平成23年３月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（再ロ）第１１６号
大阪市港区築港３丁目３番１―923号
再生債務者　馬場　政昭
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月22日まで
平成23年３月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第３９号
京都府木津川市梅美台７丁目３番地４グリーンハイツ梅美台305号
再生債務者　森山真太郎
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月25日まで
平成23年３月25日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
秋田県大館市猿間字戸沢67番地
再生債務者　秋元　政春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日　秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（再ロ）第３９号
宮城県塩竈市花立町10番５号
再生債務者　尾形　一枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第１０号
青森市奥野１丁目16番10号
再生債務者　高山　宗吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１３号
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田１丁目12番地12
再生債務者　原田　考雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月23日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第１２号
広島市東区中山上２丁目26番20号
再生債務者　佐々木幸子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第３７号
神奈川県藤沢市羽鳥３丁目14番20号
再生債務者　濱崎　修一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００１５号
長崎県長崎市戸石町500番地185
再生債務者　新屋　範興
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６号
相模原市緑区西橋本１丁目24番２―902号
再生債務者　大林　一美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（再ロ）第１１号
鹿児島市城山２丁目11番４号
再生債務者　尾辻　計一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第１１号
愛媛県松山市鷹子町757番地１　サーパス鷹子505号
再生債務者　團上　雄一
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成21年１月20日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月25日　松山地方裁判所

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
ついては、この決議に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載貸借対照表の日付　平成二十三年三月二十三日
掲載貸借対照表の頁　九十二頁（号外第五十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載貸借対照表の日付　平成二十三年三月二十三日
掲載貸借対照表の頁　九十二頁（号外第五十七号）
平成二十三年四月四日
京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町五六六―一
（甲）株式会社グランジェ
代表取締役　和田　隆志
京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町五六六―一
（乙）株式会社グランジェシーク
代表取締役　和田　暁子